

産業廃棄物処理計画書

令和 4年 5月 17日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

提出者 大分県大分市大字佐賀関3-3382

住所 JX金属製錬株式会社 佐賀関製錬所

氏名 所長 竹林 一彰

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

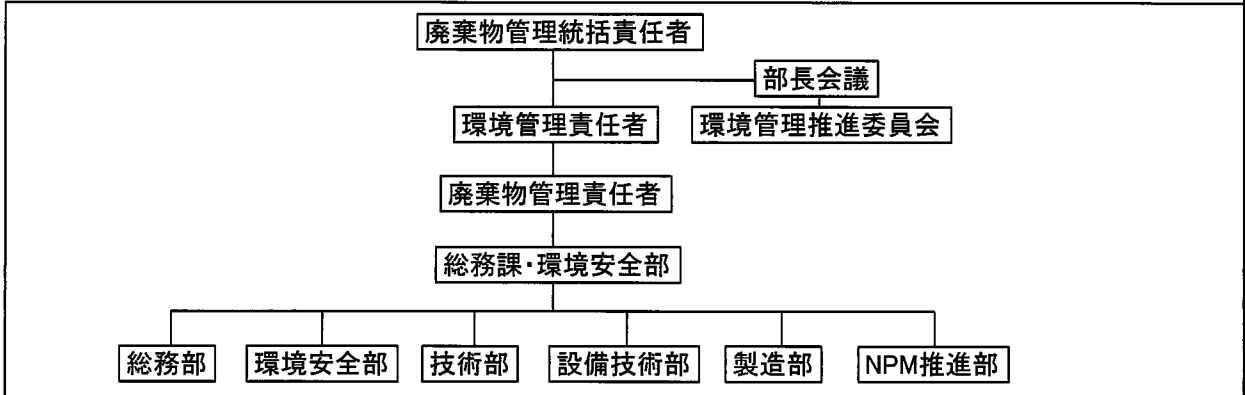
電話番号 097-575-3502

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	JX金属製錬株式会社 佐賀関製錬所
事業場の所在地	大分県大分市大字佐賀関3-3382
計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	非鉄金属製造業
②事業の規模	資本金 1億円
③従業員数	510名
④産業廃棄物の一連の処理工程	<p>木くず・紙くず→中間処理業者(破碎・圧縮)→固形燃料                  廃プラスチック→中間処理業者(破碎・梱包)→再生利用・固形燃料                  廃油→中間処理業者(油水分離・焼却)→廃熱回収・再利用                  金属くず→中間処理業者(破碎)→再利用                  コンクリートくず→中間処理業者(破碎)→再生利用・埋立                  ガラスくず→中間処理業者(破碎)→固形燃料として再利用・埋立</p>



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	
	排出量	42.4t	117.9t	668.6t	25.7t	56.4t	104.2t	27.4t	1.0t	
	（これまでに実施した取組） ・環境教育により、産業廃棄物の削減、分別などの意識向上。									
②計画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類	
	排出量	0.5t	100t	600t	25t	50t	100t	20t	10t	
	（今後実施する予定の取組） ・環境教育を継続実施し、産業廃棄物の削減、分別などの意識を向上させる。									

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ほとんどの廃棄物で分別を行っている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状の活動を継続実施し、廃棄物の有効利用、削減を行う。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量								
	(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量								
	(今後実施する予定の取組)								

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量								
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量								
(これまでに実施した取組)									
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量								
	自ら中間処理により減する産業廃棄物の量								
(今後実施する予定の取組)									

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量								
	(これまでに実施した取組)								
②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類								
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量								
	(今後実施する予定の取組)								
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
①現状	【前年度（令和3年度）実績】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	42.39t	117.9t	668.6t	25.66t	56.44t	104.2t	27.38t	1.02t
	優良認定処理業者への処理委託量	42.39t	77.29t	381.1t	25.66t	49.57t	10.47t	27.38t	1.02t
	再生利用業者への処理委託量	40.12t	0t	32.72t	0t	0t	104.2t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	42.39t	117.9t	635.9t	25.66t	56.44t	0t	0t	0t
(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>すべて電子マニフェストで運用している。</li> <li>産業廃棄物処分業者を訪問し、適正に処分されている事を確認している。</li> </ul>									

②計画	【目標】								
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	ガラスくず及び陶磁器くず	がれき類
	全処理委託量	0.5t	100t	600t	25t	50t	100t	20t	10t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.5t	70t	400t	25t	50t	100t	20t	10t
	再生利用業者への処理委託量	0t	0t	50t	0t	0t	100t	0t	0t
	認定熱回収業者への処理委託量	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.5t	100t	550t	25t	50t	0t	0t	0t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物を再資源化できる処分業者を選定し、埋め立て処分を減らす。</li> <li>・産業廃棄物処分業者を定期的に訪問し、適正に処分されている事を確認する。</li> <li>・すべて電子マニフェストで運用している。</li> </ul>								
※事務処理欄									

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

